

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(宮城県指定 第 0470701509 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業所	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. 苦情の受付について	9
附属文書	

1. 事業所

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 福祉ケアサービス |
| (2) 法人所在地 | 宮城県仙台市若林区土樋 104 番地 プラザ・コアビル 6F |
| (3) 電話番号 | 022-217-3115 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 阿部 孝治 |
| (5) 設立年月日 | 令和 8 年 1 月 1 日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所 平成28年6月15日指定
- (2) 事業所の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 株式会社 福祉ケアサービス
太陽の郷愛島デイサービス
- (4) 事業所の所在地 宮城県名取市愛島郷2丁目11-3
- (5) 電話番号 022-796-1500
- (6) F A X 番号 022-796-8875
- (7) 管理者 片倉 秀二
- (8) 運営方針
- 1、誰に対しても明るい表情、端正な身だしなみ、自分からの挨拶を心がけます。
 - 2、誰にでも敬意を込めた気持ちのいい言葉遣いをします。
 - 3、お客様の日常生活を真心こめてお応えします。
 - 4、個を大切にし、プライバシーの保護に留意します。
 - 5、自主性を尊重し自立（自律）支援に努めます。
 - 6、地域との交流を深め、共存した地域福祉を心がけます。
 - 7、楽しみや生きがいを持てる環境を作り、笑顔から始まるサービスを心がけます。
- (9) 開設年月日 平成28年6月15日
- (10) 利用定員 1日あたり23名
- (11) 設備の概要

当事業所では以下の設備をご用意しています。

設備の種類	数	備 考
食 堂	1	
静 養 室	1	
相 談 室	1	
事 務 室	1	
浴 室	1	個別浴槽、一般浴槽、 リフト浴、特別浴槽
便 所	2	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定通所介護事業所に設置が義務付けられている設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 名取市、仙台市太白区、岩沼市 ※一部の地域を除く

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 但し、12月31日から1月3日までを除く
営業時間	月曜日～土曜日 8:00～17:00
サービス提供時間	月曜日～土曜日 9:00～16:00
	9:00～12:00
	13:00～16:00

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス及び指定第1号通所事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数	指定基準
1. 管理者（介護職員を兼務）	1名	1名
2. 生活相談員（機能訓練指導員を兼務）	2名	1名以上
3. 介護職員（管理者一部兼務）	6名	2名以上
4. 機能訓練指導員（看護師一部兼務）	5名	1又2名以上
5. 看護職員（機能訓練指導員一部兼務）	3名	1名以上

<主な職種の勤務体制>

職種	(基本)勤務体制
1. 管理者	勤務時間 8:00～17:00 (シフト制)
2. 生活相談員	勤務時間 8:00～17:00 (シフト制)
3. 介護職員	勤務時間 8:00～17:00 (シフト制)
4. 機能訓練指導員	勤務時間 8:00～17:00 (シフト制)
5. 看護職員	勤務時間 8:00～17:00 (シフト制)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------------|
| (1) 利用料金の9割、8割、7割が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合 |

があります。

(1) 以下 主に対象となるサービス

<サービスの概要>

☆共通的服务

- ①食事（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）
 - ・食事の準備、介助を行います。
 - ・当事業所では、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ②入浴
 - ・入浴を行います。
- ③排泄
 - ・ご契約者への適切な介助を行います。排泄の自立についても適切な援助を行います。
- ④機能訓練
 - ・個別機能訓練計画を作成し、看護師及び担当者により、ご契約者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤送迎サービス
 - ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。
- ⑥健康管理
 - ・血圧や脈拍、体温を測定するなど、健康管理を行います。
- ⑦生活相談
 - ・ご契約者及びそのご家族の介護等に関する相談や助言を行い、問題の解決に努めます。
- ⑧その他自立への支援
 - ・教養、趣味、娯楽などの活動をしていただく機会を作るよう配慮します。

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の1割、2割、3割を追加料金としてご負担いただきます。

- ① 入浴介助加算（Ⅰ）
 - ・入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助です。入浴中の利用者の観察を含む、介助を行う場合に料金が加算されます。
- ② 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ 又は （Ⅰ）イ
 - ・看護師及び機能訓練指導員を配置しております。個別計画を作成し、ご契約者の心身の状態に応じて身体機能及び生活機能の維持や向上又は減退を防止するための訓練を実施した場合に料金が加算されます。
- ③ 個別機能訓練加算（Ⅱ）※上記の（Ⅰ）ロ 又は（Ⅰ）イに上乘せし、料金が加算されます。
 - ・ご契約者の個別計画の内容を厚生労働省に提出し、LIFE へのデータ提出と厚生労働省からのフィードバックの活用による PDCA サイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価するために料金が加算されます。
- ④ 科学的介護推進体制加算
 - ・介護保険法に定められた高齢者の尊厳を保持して、自立した日常性生活を支援することを理念とした介護保険サービスにおいて、科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価すると料金が加算されます。
- ⑤ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
 - ・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合により料金が加算されます。
- ⑥ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
 - ・当事業所は介護職員の処遇を改善するための取り組みを行う事業所と認められているため、月の介護報酬単位数に応じ、規程割合分が加算されます。

<サービス利用料金>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆共通的服务

【通所介護】（1日あたり）

☆介護保険から給付される金額 ※7時間以上8時間未満ご利用の場合

	サービス利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	6,580円	5,922円	5,264円	4,606円
要介護2	7,770円	6,993円	6,216円	5,439円
要介護3	9,000円	8,100円	7,200円	6,300円
要介護4	10,230円	9,207円	8,184円	7,161円
要介護5	11,480円	10,332円	9,184円	8,036円

☆サービス利用に係わる自己負担額

	サービス利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	6,580円	658円	1,316円	1,974円
要介護2	7,770円	777円	1,554円	2,331円
要介護3	9,000円	900円	1,800円	2,700円
要介護4	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
要介護5	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円

☆介護保険から給付される金額 ※3時間以上4時間未満ご利用の場合

	サービス利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	3,700円	3,330円	2,960円	2,590円
要介護2	4,230円	3,807円	3,384円	2,961円
要介護3	4,790円	4,311円	3,832円	3,353円
要介護4	5,330円	4,797円	4,264円	3,731円
要介護5	5,880円	5,292円	4,704円	4,116円

☆サービス利用に係わる自己負担額

	サービス利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	3,700円	370円	740円	1,110円
要介護2	4,230円	423円	846円	1,269円
要介護3	4,790円	479円	958円	1,437円
要介護4	5,330円	533円	1,066円	1,599円
要介護5	5,880円	588円	1,176円	1,764円

【第1号通所事業】

☆介護保険から給付される金額 ※1ヵ月あたり

	サービス利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1・事業対象者	17,980円	16,182円	14,384円	12,586円
要支援2	36,210円	32,589円	28,968円	25,347円

☆サービス利用に係わる自己負担額

	サービス利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1・事業対象者	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
要支援2	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円

※第1号通所事業のサービス費はそれぞれの地域に定めたとおりとする。

また、ご契約者の通所介護計画により、下記の表の自己負担額が加算されます。

☆加算対象サービス

	1割負担	2割負担	3割負担
◎入浴介助加算（Ⅰ）	40円/日	80円/日	120円/日
◎個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76円/日	152円/日	228円/日
◎個別機能訓練加算（Ⅰ）イ ※対象時のみ	56円/日	112円/日	168円/日
◎個別機能訓練加算（Ⅱ） ※上記の（Ⅰ）ロ又は（Ⅰ）イに上乘せとなります。	20円/月	40円/月	60円/月
◎○科学的介護推進体制加算	40円/月	80円/月	120円/月
◎サービス提供体制強化加算（Ⅰ）要介護1～5	22円/日	44円/日	66円/日
○サービス提供体制強化加算（Ⅰ）要支援1	88円/月	176円/月	264円/月
○サービス提供体制強化加算（Ⅰ）要支援2	176円/月	352円/月	528円/月
△送迎減算（片道）※事業所が送迎を行わない場合	-47円/回	-94円/回	-141円/回
△送迎減算（往復）※事業所が送迎を行わない場合	-94円/日	-188円/日	-282円/日
▽同一建物減算 ※併設施設にご入居の方のご利用	-94円/回	-188円/回	-282円/回
◎○介護職員処遇改善加算（Ⅰ）要介護・要支援共通	所定単位数×9.2%		

※上記の加算対象については、◎要介護者 ○要支援者 △対象者のみ ▽：併設施設入居者のみ

※上記の表については、単位数単価 10.00円となります。

◇ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

◇ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

◇介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①食費

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

※料金：昼食代	600 円
おやつ代	100 円

②活動費（レクリエーション、クラブ活動などのアクティビティ）

ご契約者に提供するレクリエーションやクラブ活動、他必要な備品にかかる費用です。

※利用料金：一ヶ月あたり	700 円
--------------	-------

その他別途実費をいただくものもございます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

※1枚につき	10 円
--------	------

④おむつ代

実費をご負担いただきます。

※おむつ代	150 円/枚
※尿取りパット代	50 円/枚

⑤通常の事業地域を超えて行う送迎費用

※料金：	50 円/km
------	---------

⑥特別な行事や食事の費用

※料金：実費をいただきます。

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

その他日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

◇経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヵ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ア. 口座振替
- イ. 現金による支払
- ウ. 下記指定口座への振り込み

七十七銀行 増田支店 普通預金 5021119

(4) 利用の中止、変更、追加

- ◇利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ◇利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- ◇サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日をご契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- ◇苦情受付窓口： 片倉 秀二 (管理者)
- ◇受 付 時 間： 毎週月曜日～土曜日の9：00～16：00
(ただし、12月31日から1月3日までは除きます。)

いただいた苦情については、問題点を把握し、対応策を検討して必要な改善を行います。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

- ◇宮城県社会福祉協議会「福祉サービス利用に関する運営適正委員会」
022-716-9674
- ◇仙台市健康福祉局介護保険課指導第2係 022-214-8192
- ◇名取市健康福祉部介護長寿課介護管理係 022-724-7110
- ◇岩沼市健康福祉部介護福祉課 0223-24-3016
- ◇宮城県国民健康保険団体連合会介護保険課 022-220-7700

※12月29日から1月3日と、土・日、祝祭日は除きます。

同意日 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

◇◆事業所◇◆

【名 称】 株式会社 福祉ケアサービス
【所在地】 宮城県仙台市若林区土樋 104 番地
 プラザ・コアビル 6F
【説明者所属】 太陽の郷 愛島デイサービス
【役 職】 管理者
【氏 名】 片倉 秀二

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

◇◆契約者氏名◇◆

【住 所】 _____

【署 名】 _____ 印

◇◆身元保証人◇◆

【住 所】 _____

【署 名】 _____ 印

(続柄 _____)

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 8 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。